

鯖江市ワーク・ライフ・バランス賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鯖江市男女共同参画に関する基本計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を推進するにあたりワーク・ライフ・バランスに関する実践活動が他の模範となり、積極的な活動を展開している個人または企業もしくは団体（以下「企業等」という。）を表彰し、その活動事例を広く市民に紹介することにより、市民のワーク・ライフ・バランスに関する取組を促進し、もって男女共同参画社会の形成を目指すことを目的とする。

(選考の基準)

第2条 被表彰者は、前条の目的に適合したワーク・ライフ・バランスに関する活動を実践している市内の個人または企業等で、次に掲げる基準すべてに適合するものの中から選考する。

- (1) 仕事と家事、育児、介護等の生活との調和を図っている個人または長時間労働削減、育児・介護休業制度の充実、多様な勤務形態導入等に取り組む企業等で、男女共同参画プランを推進する活動を実践しており、かつ、活動の発展が見込まれること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(表彰の推薦および自薦)

第3条 表彰の候補者は、推薦または自薦によるものとする。

2 表彰の推薦者または自薦者は、個人については様式第1号を、企業等については様式第2号を市長に提出しなければならない。

3 前項の各様式の提出期日は、市長が別に定める。

(選考等)

第4条 被表彰者の選考は、選考委員会において行う。

2 選考委員会は、次に掲げる者のうち、6名以内をもって組織する。

- (1) 市民生活部長
- (2) 産業観光部長
- (3) 男女共同参画審議会会長が推薦する者
- (4) さばえ男女共同参画ネットワーク会長が推薦する者

(5) 鯖江商工会議所専務が推薦する者

(6) その他必要と認める者

3 選考委員会の委員長は、市民生活部長をもってこれに充てる。

(表彰の方法等)

第5条 表彰は、表彰状および副賞の授与により行う。

2 表彰の区分は、ワーク・ライフ・バランス賞を個人および企業等でそれぞれ3者以内とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。